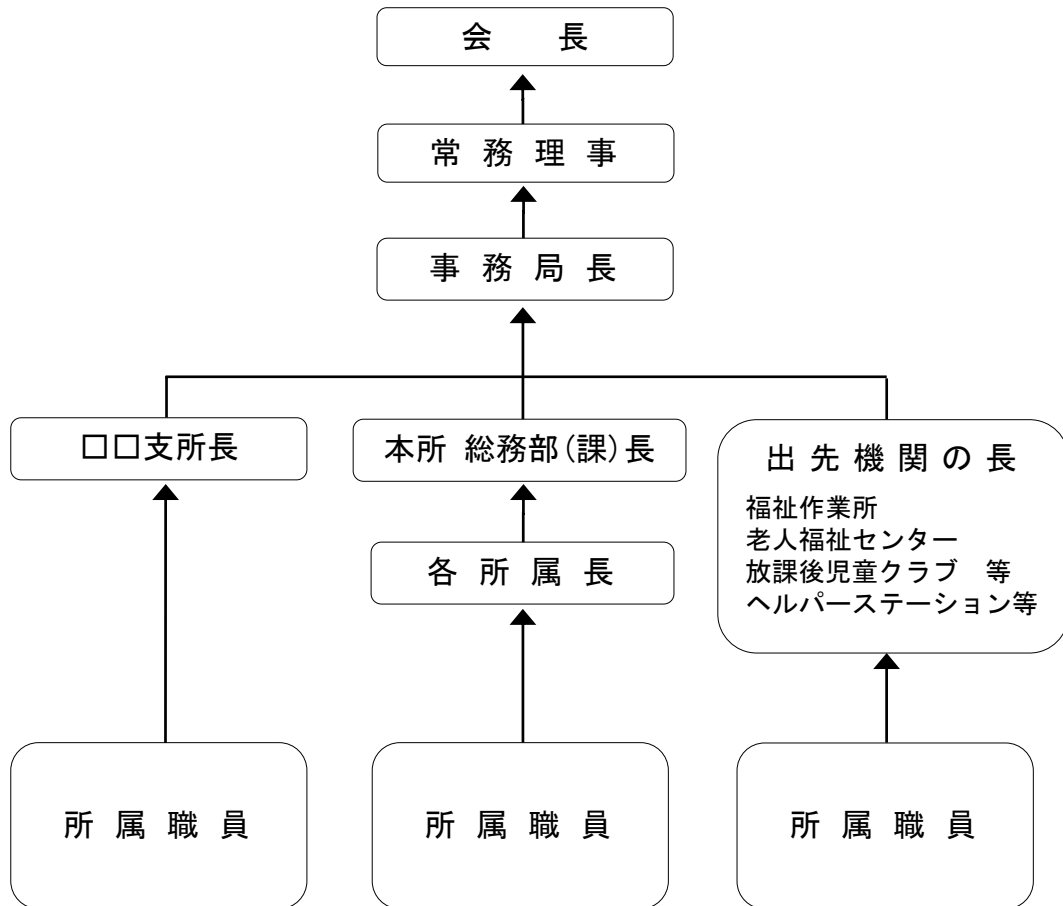


(2) ○○市町村社協緊急連絡体制

【例示】



- ①全職員は、配備が必要とされる災害が発生した場合、速やかに上記フローにより安否連絡をとる。
- ②原則として正職員の自主参集については①の後に行う。
- ③勤務時間での連絡は所属部課所へ行き、勤務時間外は別に定める連絡先に行く。
- ④音信不通等の理由により上記図によりがたい場合は、連絡の相手先を繰り返す。